

<よくある間違い集>

1. 急にお金が必要になった。明後日株を売りたい！

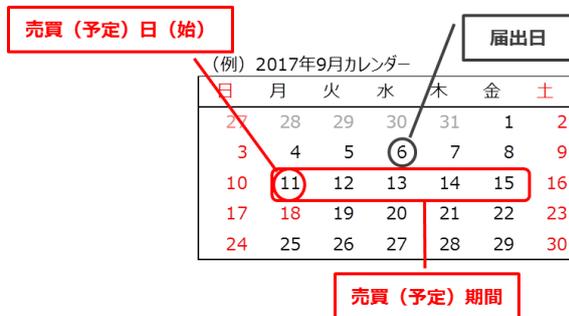
→売買開始日は、**IR 室で書類を受け付けた日 (=届出日) から 3 営業日以降**の日付でなければなりません。
書類を書いた日、投函した日から 3 営業日後、ではありません。郵送でも道路状況によって時間がかかる可能性もあります。余裕を持った提出をお願いします。

2. もっと株価が上がるかもしれないから、売買（予定）日は 1 ヶ月間にしておこう

→売買（予定）日は**最長 5 営業日**です。1 日だけの申請も可能ですが、**申請日（期間）以外の取引は絶対に行わないでください。**

届出日、売買（予定）日のイメージ

例えば・・・



	9月	9月
記入	: 1日	: 4日
投函	: 1日	: 5日
IR 室到着	: 4日	: 7日
売買（予定）日	: 11~15日	: 11~15日
	⇒OK!	⇒NG!

※IR 室到着 = 届出日 から売買（予定）日の初日までに 2 営業日しか空いていないため

3. 結局売買しなかったから、結果報告書は出さなくていいだろう。

→売買を**行わなかった場合**でも、その旨を**報告する必要**があります。結果報告書を必ずご提出ください。

4. 株価が下がったので、届け出た株数より多く買おう、届け出た売買（予定）日は明後日からだけど、今日買ってしまおう

→事前届出書で**申請した期間、株数を超える場合は必ず再申請**を行い、許可が出てから取引を行ってください。